平成　28　年度	一般会計歳出	第２款１項１目	政策推進費　13節(1) 委託料（費用）

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当
	320		政策局政策部政策課　担当者名　柳瀬健司（やなせけんじ） 電　話　671-3206

設　計　書

1 委託名　海洋産業の振興に関する基礎調査

2 履行場所　横浜市内ほか

3 履行期間　□期間　平成　年　月　日　から　平成　年　月　日まで
又は期限　■期限　平成 29年　3月 24日 まで

4 契約区分　■ 確定契約　□ 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明　■ 不要
□ 要（　月　日　時　分　場所　）

7 委託概要

・今後、海洋産業に関する情報提供やシーズ・ニーズのマッチングを図っていくための基礎資料とすべく、下記の調査を行う。
①海洋分野で活躍する（製品・部品の供給等）市内企業の把握
②海洋に活かせる技術を持つ市内企業の把握
③横浜市及び横浜市周辺で、企業・団体が保有する海洋関連の施設・設備（実験施設・調査研究船　等）
・上記を踏まえ、横浜での海洋産業の振興に向けた取組の課題及び今後の方向性を整理する。

横浜市政策局

8　部　　分　　払

□ す　る　（　　回以内）

■ しない

部　分　払　の　基　準

業　務　内　容	履　行 予定月	数　　量	単 位	単　　価	金　　額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む。

委　託　代　金　額

￥

内　訳　　業　務　価　格

￥

消費税及び地方消費税相当額

￥

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単　価 (円)	金　額 (円)	摘　要
1　業務原価						
(1)　直接人件費						
企業活動に関する調査		1	式			
企業・団体が保有する施設・設備に関する調査		1	式			
調査結果の整理・今後の方向性		1	式			
小計						
(2)　間接原価						
その他原価		1	式			
小計						
業務原価計						
2　一般管理費等						
(1)　一般管理費						
一般管理費						
小計						
(2)　直接経費						
旅費交通費		1	式			

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

横浜市政策局

内　訳　書

名　　称	形状寸法等	数　量	単位	単　価 (円)	金　額 (円)	摘　要
印刷製本費		1	式			
諸雑費		1	式			
小計						
一般管理費等計						
業務価格計						
消費税及び地方消費税相当額						
業務委託料						

※　概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む

仕　様　書

１　総　則

（１）適用範囲

本仕様書は、「海洋産業の振興に関する基礎調査」に適用する。

（２）準則

本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、横浜市委託契約約款及び契約規則を遵守すること。

（３）履行場所

横浜市内ほか

（４）履行期限

平成 29 年３月 24 日（金）

２　委託業務の目的

・今後、海洋産業に関する情報提供やシーズ・ニーズのマッチングを図っていくための基礎資料とすべく、下記の調査を行う。

①海洋分野で活躍する（製品・部品の供給等）市内企業の把握

②海洋に活かせる技術を持つ市内企業の把握

③横浜市及び横浜市周辺で、企業・団体が保有する海洋関連の施設・設備

（実験施設・調査研究船　等）

・上記を踏まえ、横浜での海洋産業の振興に向けた取組の課題及び今後の方向性を整理する。

３　委託業務の内容

（１）企業活動（業務目的①②）に関する調査

ア　調査計画・準備

・本業務にて得られる情報が、将来、ニーズ・シーズのマッチングなどを行う際に活用できるよう、調査する企業情報の内容を検討する。（例えば、企業基本情報、主要事業・製品、得意技術・製品、今後の展開　等）

・「海洋都市横浜うみ協議会」（以下　「うみ協議会」と呼ぶ）会員等から適宜、助言を受け、「海洋における産業で求められている（活かせる）分野・技術」を設定する。

イ　調査の実施

・「２　委託業務の目的」の①②に該当する企業の情報を収集するため、上記アの内容を踏まえて次の調査を行う。

①アンケート

A. 個別打診

業界団体等にヒアリングを行うなどにより、「２　委託業務の目的」の①②に該当する可能性がある企業を抽出する。抽出された企業に対し個別にアンケートの協力を打診する（50 社以内を想定。電子メール　等）。

B. 公募

該当する企業に WEB からアンケートに回答してもらえるよう、市 WEB サイトにアンケートフォームを設置する。周知については、業界団体等に協力を求めることとする。

※　WEB ページについて、アンケート実施の背景・趣旨に関する説明コンテンツ（文章、図表、レイアウトイメージ）やアンケートの調査票は受託者が作成することとし、その成果に基づく WEB サイトへの掲載作業（フォームの作成含む）は発注者が行うものとする。集計作業は WEB 実施分を含め全て受託者が行うものとする。

②個別ヒアリング

必要に応じて、アンケート回答内容の確認や海洋分野への事業拡大（新規参入含む）に関する課題について、個別にヒアリングを行う。(10 社以内)

ウ　「うみ協議会」会合への参加及び開催支援

・「うみ協議会」の会員に助言を受けながら業務を進めるため、協議会会合（2～3 回程度）に参加する。

・協議会会合の開催について発注者の開催支援を行う（本業務に関連した報告資料の作成、会議全体の議事概要作成　等）

（２）企業・団体が保有する施設・設備（業務目的③）に関する調査

・既往調査※及び WEB 情報を基に、横浜市及び横浜市周辺で企業・団体が保有する海洋関連の施設・設備（実験施設・調査研究船　等）を整理する。

※H28.3 内閣官房総合海洋政策本部「海洋開発技術者育成のための公的機関等保有施設の有効活用に向けた調査事業」報告書　（発注者より提供します）

（３）調査結果の整理・今後の方向性

・調査によって得られた情報をまとめるとともに、それらの企業情報をうみ協議会会員などと共有できるよう整理する。

・上記の調査結果を踏まえ、発注者及びうみ協議会会員などと議論しながら、横浜での海洋産業の振興に向けた取組の課題及び今後の方向性について整理する。

４　成果物

①業務報告書（アンケート個票含む）　　３部

②調査結果概要版　　10 部

③電子データ（上記①②の PDF データ及び編集可能データ）

５　電子計算機処理等の契約に関する特記事項

受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

６　個人情報の保護に関する特記事項

(1)　受託者がこの契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2)　受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、すみやかに「個人情報取扱特記事項」第 12 条による研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

７　その他

(1)　受託者が本市の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。

(2)　契約後１週間以内に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。

(3)　受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、本市の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。

(4)　詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ本市職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。

(5)　当委託業務における計算の根拠、資料などはすべて明確にしておかなくてはならない。

(6)　成果品については、横浜市に帰属するものとする。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

（情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　この特記事項（以下「特記事項」という。）は、委託契約約款（以下「約款」という。）の特記条項として、電子計算機処理等（開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。）の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報（非開示情報（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。）及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2　情報を電子計算機処理等により取り扱う者（以下「受託者」という。）は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条　受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3　受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4　受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5　受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条　受託者は、この契約による業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条　受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第5条　受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下、「非開示資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

（作業場所の外への持出禁止）

第7条　受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条　受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者（以下「再受託者」という。）の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3　受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4　受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

（非開示資料等の返還）

第9条　受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2　前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3　第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

（報告及び検査）

第10条　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2　委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3　前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条　受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（引渡し）

第12条　受託者は、約款第28条第2項の規定による検査（以下「検査」という。）に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2　委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

（著作権等の取扱い）

第14条　この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1)　受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（第二次著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2)　委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3)　受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

(4)　受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3　受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

個人情報取扱特記事項

（平成27年10月）

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１条　横浜市（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第２条　受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

３　受託者は、第１項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

４　受託者は、委託業務に着手する前に前２項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

５　受託者は、第２項及び第３項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第３条　受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第４条　受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第７条　受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第８条　受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

３　受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

４　受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第９条　受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条　委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

２　委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

３　前２項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条　受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（研修の実施及び誓約書の提出）

第12条　受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

２　受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を受託者に提出させなければならない。

３　前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書（様式１）及び研修実施報告書（様式２）を横浜市長に提出しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第13条　委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1)　この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

（様式１）

個人情報保護に関する誓約書

（提出先）

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所　　属	担 当 業 務	氏　　名 （自署又は記名押印）

（Ａ４）

（様式２）

年　月　日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式１）（全　　枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

（Ａ４）